

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2282号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697



夏のもたち 栃木県野木町

もくじ

活	活	活	政	情	情	随	情
動	動	動	策	報	報	報	報
動	動	動	報	報	報	報	報
動	動	動	報	報	報	報	報

新任の正副会長・役員を選出〓全国町村会臨時総会 正副会長が小淵首相などを表敬訪問	(2)
十二年度政府予算編成・施策で要望〓全国町村会	(4)
景気低迷下の観光状況を分析〓平成十一年版観光白書	(5)
新任都道府県町村会長の略歴	(6)
緑と花とやさしさあふれるまち いなさ〓静岡県引佐町	(9)
お盆は人間らしく生きるための癒しの行事	(10)
水害に強いまちづくり	(13)
政策リーダー	(14)
宮城県鹿島台町長 鹿野文永	(15)

閑話休題

新しい全国総合開発計画 (全総)のキー・ワードは二つある。ひとつは「参加と連携」、もうひとつは「生産型経済から交流型経済への転換」である。

「参加と連携」については町村合併という行政上の顧慮がかなり重要な要素となるが、もうひとつのキー・ワードは町村の発想次第という面が強く、これからの文化現象として注目に値しよう。

一例を挙げると、平成九年度に国土庁長官賞を受賞した島根県金城(かなぎ)町のウェスタンライデ

ある町の乗馬クラブ

国民的課題になる「生活習慣病

イングパークがある。要するに乗馬クラブを作って都会の青少年をひきつけたのだが、アメリカからクォーターホースを二十五頭輸入し乗馬クラブをつくったのがキッカケである。このアイデアの素晴らしいところは、馬糞を一年寝かせて堆肥をつくり、これを鋤き込んだ農地で老人に野菜を栽培させ、町営のレストランのバーベキューの食材として使ったり乗馬クラブにくる都市の人たちに土産物として売ってもらっている。現在は全国少女乗馬ス

クールにまで発展し、この乗馬クラブと血糖値の下がるミネラル・ウォーターや温泉施設とともに、十年前には十万人程度だった交流人口が現在では四十万人近くまで増えているという。乗馬クラブ」といえば、お坊っちゃん・お嬢さまのイメージが強かったが、誰が考えたのか、広島からバスで一時間二十分という中山間地帯で見事に実現させた。しかもレストラン付き、温泉つき、ミネラル水(ハーブを入れた化粧水もある)となると、これからの

対策」に先鞭をつけたことになる。

私の個人的感覚だが、町長の安藤美文(よしふみ)氏の人柄がおもしろい。たとえば、役場の建設課長には、「いつも同じ道を通って帰ってはいけない。朝晩、違う道を通ってくれ」と申しつけている。それによって町の中の道路事情をキメこまかくつかむことができるといっているのである。「勇将の下に弱卒なし」というが、私は「賢将の下に愚卒なし」という言葉を思い浮かべている。

(評論家 草柳大蔵)

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい) 送り先: 全国町村会・広報部



会長に山本氏(福岡県町村会長 添田町長)を選任

全国町村会
臨時總會

副会長に佐々木(北海道)・西田(石川)・宇都宮(愛媛)の各氏

全国町村会は、七月三十日午前十時から全国町村会館で開催した臨時總會において任期満了に伴う役員の変更を行い、会長に山本文男氏(福岡県添田町長)、副会長に佐々木隆人氏(北海道えりも町長)、西田耕豊氏(石川県北町長)、宇都宮象一氏(愛媛県宇和町長)の各氏を新たに選んだ。正副会長は選考委員会各ブロックからの選考委員により構成)によって指名推薦されたものであり、任期は七月三十一日から一年間。

新たに選任された山本会長の就任挨拶(別掲)に続いて新任の副会長を代表して佐々木隆人氏の挨拶の後、理事会に切りかえて監事を互選し、続いて常任理事・政務調査委員の地区別互選の結果が報告された。この後再び總會に戻り、前日の理事会で決定した「平成十二年度政府予算編成ならびに施策に関する要望」について報告。最後に黒澤



あいさつする山本会長

【山本会長略歴】

福岡県田川郡添田町長 大正十五年一月十五日生
昭和四十六年添田町長に当選(就任回数八回) 平成四年福岡県町村会長に就任

野副会長から退任の挨拶があり、十時三十分閉会した。

閉会后、NHK解説委員

山本 孝氏から「時局展望」と題する講演が行われた後、政務調査会の行政・

財政・経済農林の各部会を開き、正副部会長をそれぞれ選出して總會の全日程を終了した。新役員の氏名は

次ページのとおりである。

次ページのとおりである。

【山本会長あいさつ要旨】

一言あいさつを申し上げます。さきほどは皆様方の満場のご推挙によりまして名誉ある全国町村会長の大役に選任されましたことは、このうえない光栄であり、皆様方のご厚意に感謝申し上げます。

いままでの会長さんはきわめて優秀な方達ばかりであり、とくに現在の黒澤会長には、私も副会長としてお任せ申し上げましたが、常々敬服することが多く、支持をしてゆきたいと願っております。今回、はからずも黒澤会長ご勇退の後を私がうけたまわることになりましたことは、このうえない光栄でありますと同時に、このすぐれた先人の皆様方が残された尊い業績を汚すことのないよう、皆様の厚いご支援ご協力をいただきながら、今後一層会務の運営に努めていきたいと改めて固い決意をしております。

さて全国町村会は、いつまでもなく、政府の施策の賛成要員であってはならないと思えます。全国二、五五八の町村が振興・発展するために物事を進めていく団体でなければならぬと思っております。町村が抱えている課題は大変多く、重要な課題だけでも十指に及ばんとしており、これらの重要な課題を解決しない限り私も町村の振興・発展はあり得ないと思っております。私には皆様方の付託にこたえないため、全力を尽くす覚悟でございますので、皆様方の一層のご協力、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

おわりに皆様方の今後の一層のご健勝とご活躍、さらに、皆様方の町村の発展と町村会の益々のご繁栄をご祈念申し上げます。会長のご選任をいただきまして誠にありがとうございます。

活 動



新任副会長 = 右から佐々木、西田、宇都宮の各氏

【佐々木副会長略歴】

北海道幌泉郡えりも町長 昭和二年十月八日生 昭和四十六年えりも町長に当選(就任回数七回) 平成七年北海道町村会長に就任

【西田副会長略歴】

石川県能美郡川北町長 昭和二年二月二日生 昭和五十八年川北町長に当選(就任回数五回) 平成九年石川県町村会長に就任

【宇都宮副会長略歴】

愛媛県東宇和郡宇和町長 昭和五年一月二十二日生 昭和五十七年宇和町長に当選(就任回数五回) 平成十一年愛媛県町村会長に就任

全国町村会役員氏名

【会 長】

福岡県町村会長(添田町長) 山本文男

【副会長】

北海道町村会長(えりも町長) 佐々木隆人

石川県町村会長(川北町長) 西田耕豊

愛媛県町村会長(宇和町長) 宇都宮象一

【監 事】

埼玉県町村会長(花園町長) 富田 惠三

岐阜県町村会長(武儀町長) 熊澤 昌之

滋賀県町村会長(蒲生町長) 安井 一嗣

鳥取県町村会長(淀江町長) 森本 和夫

【常任理事】

青森県町村会長(川内町長) 菊池 繁安

岩手県町村会長(種市町長) 関根 重男

茨城県町村会長(関城町長) 齋藤 和夫

千葉県町村会長(睦沢町長) 河野 功

新潟県町村会長(黒川村長) 伊藤孝二郎

愛知県町村会長(額田町長) 神尾 俊治

京都府町村会長(園部町長) 野中 一三

山口県町村会長(日置町長) 江原 清

香川県町村会長(池田町長) 八木壮一郎

佐賀県町村会長(北方町長) 松本 和夫

長崎県町村会長(長与町長) 吉田 安親

【政務調査委員(行政部会)】

宮城県町村会長(柴田町長) 平野 博

秋田県町村会長(大森町長) 阿部 勝行

東京都町村会長(日の出町長) 青木國太郎

神奈川県町村会長(城山町長) 北島 厚

(政務調査委員のうち 印は部会長 印は副部会長(兼は兼務を示す))

長野県町村会長(牟礼村長) 平井 博文

静岡県町村会長(河津町長) 櫻井 泰次(兼)

大阪府町村会長(太子町長) 吉村 久平

兵庫県町村会長(山東町長) 水谷 岩雄

広島県町村会長(高宮町長) 児玉更太郎

高知県町村会長(香北町長) 野島 民雄(兼)

熊本県町村会長(菊陽町長) 富永 清次

鹿児島県町村会長(入来町長) 福田 千年

【政務調査委員(財政部会)】

福島県町村会長(北塩原村長) 高橋 伝

群馬県町村会長(東村長) 萩原 信之

職務代理者 山梨県町村会長(明野村長) 大柴 邦昭

富山県町村会長(大沢野町長) 中斉 忠雄

静岡県町村会長(河津町長) 櫻井 泰次

奈良県町村会長(安堵町長) 島田悠紀夫

岡山県町村会長(和気町長) 藤本 道生

高知県町村会長(香北町長) 野島 民雄

大分県町村会長(久住町長) 衛藤 龍天

沖縄県町村会長(嘉手納町長) 宮城 篤実

【政務調査委員(経済農林部会)】

山形県町村会長(白鷹町長) 紺野 貞郎

栃木県町村会長(岩舟町長) 渡辺 芳美

福井県町村会長(河野村長) 清水 金二

三重県町村会長(大宮町長) 柏木 廣文

和歌山県町村会長(南部町長) 山崎 繁雄

島根県町村会長(仁多町長) 岩田 一郎

徳島県町村会長(驚敷町長) 助岡 克則

宮崎県町村会長(西郷村長) 林田 敦

正副会長が小渕首相などを表敬訪問



右から西田副会長、山本会長、小渕首相、佐々木副会長、宇都宮副会長



野田自治大臣



野中官房長官

全国町村会の山本会長（福岡県添田町長）、佐々木副会長（北海道えりも町長）、西田副会長（石川県川北町長）、宇都宮副会長（愛媛県宇和町長）は8月3日、就任のあいさつを兼ね小渕内閣総理大臣、野中官房長官、野田自治大臣、森自民党幹事長を訪問し、地方分権の推進、介護保険制度など町村が抱えている重要政策課題について、適切な対応方を要請した。



森自民党幹事長

活 動

全国町村会

十二年度政府予算編成・施策で要望

全国町村会は、七月二十九日全国町村会館で理事会（都道府県町村会長会議）を開催し、「平成十二年度政府予算編成ならびに施策に関する要望」を決定、関係省庁及び国会議員全員に同要望書を出した。

全国町村会の政府予算に対する要望運動は、政府の予算編成及び施策に本会要望事項を的確に反映させるべく、各省庁の概算要求作業の状況をにらみつつ実施しており、第一次要望（町村週報第二二七八号に全文掲載）は去る六月二十三日に決定し、政府、国会等関係方面に要請活動を行ったところである。

今回の要望は、先の要望に、その後の状況の変化等を勘案して若干の追加、修正を行ったものであり、要望事項は本誌第二二七八号に掲載したものとほぼ同文であるので、本号では修正箇所及び要望の重点事項について掲載する。

【修正箇所】

五頁「1、地方分権の実現」及び同文中の四行目の「……、地方分権の実現は現下の……」の

現」を「推進」に修正した。

（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が七月八日に成立したことを踏まえて修正）

九頁三段目「5、介護報酬について」の文中「介護報酬の設定にあたっては、報酬の設定基準を早急に示すとともに、地域の実情を十分考慮すること。」の棒線部分を削除した。

（先の要望後に厚生省より報酬基準が示されたため削除）

一四頁三段目「8、林業金融の充実」の項目の後に、次の一項を追加挿入する。

「9、林業基本法の改正

近年、林業は木材価格の低迷、山村の過疎化・高齢化の進行等により厳しい状況にある。一方、森林に対する国民のニーズは国土保全、水源のかん養はもとより、教育的・文化的利用へと多様化している。このような状況に対処し、林業の活性化をはかり、森林を多用な機能を発揮する国民共通の財産として次世代に引き継ぐため、林業基本法の改正を検討すること。

【重点事項】

1、地方分権の推進

「地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）」を円滑に施行するとともに、次の事項を実現すること。

- ① 事務・権限の移譲および補助金の廃止に伴う町村の財政負担については、地方税・地方交付税等の必要な地方一般財源を確保するなど、必要な措置を的確に講じること
- ② 今後、一層の事務・権限の移譲を推進すること
- ③ 権限移譲の「受け皿」整備の見地から市町村の合併を強制することのないよう十分配慮すること
- ④ 平成十二年七月に法期限を迎える「地方分権推進法」を延長すること

2、町村財政基盤の強化

- ① 地方交付税所要総額を確保すること
- ② 社会資本整備のための公共投資については、地方負担所要財源を十分確保すること
- ③ 地方税は地方自治の基礎を支えるものであり、地方分権の進展に及び、町村税源を充実強化すること
- ④ 地方債の充実改善について
過疎債・辺地債の所要額を確保すること

高利の政府資金については、引き続き繰上償還を認めるとともに、対象団体対象債の拡充をはかること、借り換えについても検討すること

3、介護保険制度の円滑な導入

高齢化が著しく進行する我が国において、高齢者介護は喫緊の課題であり、国、都道府県、市町村が一丸となって取り組むことが何よりも重要。介護保険制度を円滑に導入し、かつ安定的に運営するためには、町村の意見を尊重することはもとより、国、都道府県がその役割を十分に果たすことが必要。

- ① 保険料について
低所得者に対する保険料の減免措置、同措置にかかる財政補填措置を講じること
- ② 保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること

国民健康保険の収納低下により生じる歳入欠陥については、全額国庫負担により補填すること

② 財政調整については、二五%の外枠とし、必要額を措置すること

③ 要介護認定について

都道府県の責任において、審査基準、不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部の設置、審査判定を行う支部を設置すること

④ 介護報酬について

介護報酬の設定にあたっては、設定基準を早急に示すとともに、地域の実情を十分考慮すること

活 動

⑤ 家族介護に対する評価について
同居家族に対する訪問介護サービスを介護保険給付の対象とするこ
と

⑥ 事務費について

市町村の介護保険の事務執行につ
いては、所要人員を含め事務内容を
早急に示すとともに、十分な財政措
置を講じること

4、国民健康保険制度の抜本的
な改革の実現

各種医療保険制度の負担と給付の
公平化をはかるため、医療保険の一
本化を早急に実現すること

一本化にあたっては、国、地方団
体、民間等の役割分担を明確にし、
保健、医療、福祉の諸制度が相互に

連携し合い、一貫した運用ができる
制度を確立すること

5、食料・農業・農村基本法に
基づく新たな地域農政の推進

① 食料自給率の設定にあたっては、
現在の自給率水準の向上をはかると
ともに、総合的な生産振興対策を確
立すること

② 中山間地域に対する直接支払制度
の導入にあたっては、(1) 国民に
対し、中山間地域の果たしている国
土・環境保全等公益的機能の周知を
はかること、(2) 対象地域は客観
的基準に基づき定めることとし、地
域振興立法の指定町村を基準とする
場合は、特例措置を設けること、
(3) 財源については、中山間地域

の公益的機能に十分配慮し、全額国
庫負担とすること 等を盛り込むこ
と

③ 次期WTO交渉にあたっては、農
業の有する多面的機能や食料安全保
障の重要性に十分配慮したルールづ
くりを実現すること

6、農業対策の充実強化

① 米の需給改善と価格安定対策の推
進

② ウルグアイ・ラウンド合意関連対
策の着実な推進

7 森林・林業対策の推進

① 地域における森林整備体制の確立
町村への財政措置を拡充すること

② 中山間地域対策の推進

林業・山村維持のために、直接支
払制度等の支援措置を導入すること

8、水産業対策の充実

沿岸漁業等振興法に代わる新たな
漁業基本法を制定するとともに、そ
れに伴う諸制度の整備等所要の措置
を講じること

9、過疎地域活性化特別措置法
の失効に伴う新たな法律の制定

① 過疎地域活性化特別措置法の失効
後においても、これまでの過疎対策
の枠組みを生かした上で、新たな法
律を制定すること

② 法律制定後においては、過疎・へ
き地に対する各種施策を充実するこ
と

平成十一年版観光白書

景気低迷下の観光状況を分析

運輸省は、平成十年度の観光状況
と平成十一年度の観光政策をとりま
とめた平成十一年版の観光白書を公
表した。

これによると、平成十年の国内観
光は、長引く景気の低迷状況にもか
かわらず宿泊観光レクリエーション
の旅行回数及び宿泊数はほぼ前年並
みであり、消費額は昨年引続いて
一・六%増となった。しかし、旅行
業者の国内旅行取扱高は二・三%の
減となっている。

また、国際観光については、やは
り不況を反映して日本人の海外旅行
者数は前年より九九万人(五・九

%)減と平成三年以来七年ぶりに減
少、訪日外国人旅行者数も前年比一
一人(二・七%)減と三年ぶりに
減少している。

同白書では、景気低迷下における
観光レクリエーションの動向とそれ
に対応する課題等を分析しているの
で、本誌ではこの項を中心にその概
要を紹介することとした。

観光白書の概要

I 観光の状況

(国内観光の状況)

平成十年の国内観光は、海外旅行
が景気の低迷等により徐々に減少す
る中、宿泊・観光レクリエーション
の回数及び宿泊数は、ほぼ前年並み
となり、また、消費総額は昨年に引
き続き前年を上回った。

宿泊観光・レクリエーション旅行
を行った者は延べ二億五〇〇万人、
一人当たり一・六二回となっており、
消費総額は全体で八兆六、七〇
〇億円、一人当たり六万八、六〇〇
円となっている。

(国際観光の状況)
① 国民の海外旅行
平成十年の日本人海外旅行者数
は、前年比九九万人(五・九%)減
の一、五八二万人であり、長引く景
気の低迷等を背景に、三年以来の減
少となった。

主な旅行先の上位五位は、アメリ
カ(四九五万人)、韓国(一九〇万
人)、中国(一〇〇万人)、タイ(七
八万人)、台湾(七七万人)となっ
ている。

② 外国人旅行者の訪日
平成十年の訪日外国人旅行者数
は、前年比一一万人(二・七%)減
の四一一人となった。

訪日外国人旅行者数を国籍・地域
別に見ると、台湾が八四万人と最も
多く、以下、韓国七二万人、アメリ
カ六七万人、イギリス(香港)三〇
万人、中国二七万人の純となってい
る。対前年伸び率では、中国(香港)
(七四・六%増)、イギリス(香港)
(二九・〇%増)、オーストラリア二
一・九%増)の増加が目立ってい
る。

政 策

II 景気低迷下における我が国の観光レクリエーションの動向及びそれに対する対応

1 日本人の観光レクリエーションの動向

(1)平成十年度の国内観光旅行市場景気の低迷という厳しい経済状況の下で、国内宿泊観光レクリエーションは、業務関係の旅行回数が増加したものの、観光関係の旅行回数は増加し、全体では、旅行回数は微増、宿泊数は微減、消費総額は増加となった。このことは景気の低迷状況の中にありながらも、国民の国内観光に関する志向は依然根強く、国民生活にとって国内観光が欠かせないものとなっていることが伺える。

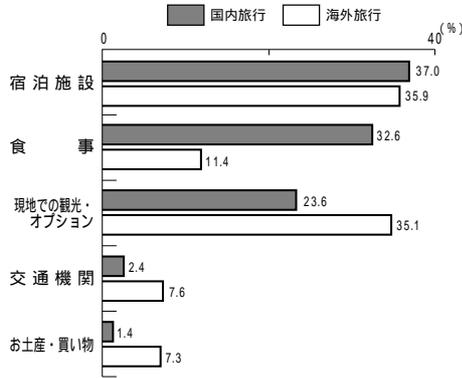
(2)最近の国内観光の動向

①国内旅行取扱額の減少
主要旅行業者五〇社の平成十年の国内旅行取扱額が前年比で減少となった要因としては、法人の団体旅行の落込み、低価格旅行商品の販売競争の激化等が考えられる。

②「安・近・短」旅行と「安・遠・短」旅行の傾向の並存
国民の宿泊旅行については、従来より、いわゆる「安・近・短」の傾向が指摘されてきたが、平成十年には、このような傾向と並び、北海道、沖縄方面を中心とした「安・遠・短」の旅行が人気を集めた。

③旅行商品の低廉化の進展
消費者の低価格傾向に対応して、観光関連産業によって低価格の商品開発への取組がなされたこと、航空企業に

国内旅行と海外旅行の支出の力点



(注) (社)日本旅行業協会調査資料

よって多様な利用者ニーズに対応した運賃・料金が設定されたこと、平成十年後半に国内航空事業に新規企業が参入したこと等を背景に、旅行商品の一層の低廉化が進展した。
④体験型レクリエーションが人気
観光地での行動は、「温泉などでの休養」、「自然風景鑑賞」が多いが、他方で、特産品などの買物、飲食、「遊園地・レジャーランド」などの体験型の旅行も人気を集めている。
⑤国内旅行での支出傾向
国内旅行で最も費用をかけたところは、「宿泊施設」、「食事」、「現地での観光・オプション」の順になっているのに対して、海外旅行では、「宿泊施設」、「現地での観光・オプション」、「食事」の順となっている。また、二〇・三〇歳代では、「旅行回数は少なくても贅沢に楽しみたい」と考える傾向が強くなっており、低価格商品と並んで、多様化した旅行商品が求められる傾向にある。

⑥職場関連の旅行の不振

近年の景気の低迷状況の中で、企業における職場旅行、招待・報奨旅行は、非常に厳しい状況となっている。他方で、サークルや地域の親睦旅行は健闘している。

⑦中年・高年世代が旅行需要の支え
団体旅行は、価値観の多様化、景気の低迷等を背景に、大幅な減少傾向にあり、他方で、個人旅行は好調さを維持している。今後、中高年世代は、旅行需要を支える重要な年齢層になってくるものと予想される。

2 外国人旅行者の訪日動向
(1)訪日外国人旅行者数は三年ぶりにマイナス成長
訪日外国人旅行者数は、平成九年で四二二万人と史上初めて四〇〇万人台を達成した。十年は、香港及び欧米諸国からの訪日客は好調な伸びを示したが、深刻な経済不振を背景とした韓国から訪日客の大幅な減少等により、前年比約三%減の四一一人となり、阪神・淡路大震災が発生した七年以来三年ぶりにマイナス成長となった。

(2)受入数は依然として低水準
訪日外国人旅行者数を、世界における外国人旅行者受入数と比較すると、日本は世界第三十二位であり、日本人海外旅行者数の約四分の一と、不均衡な状態が続いている。

(3)アジア諸国からの訪日旅行者の減少
アジア諸国からの訪日旅行者は、昭和四十年代より急速な伸びを示しており、平成七年以降は全体の約六割を占めるに至った。

こうした中、近年の東南アジア地域や韓国の経済危機の影響により、

十年のアジア諸国からの訪日旅行者は、前年比約一%減と大幅な減少を示した。

(4)商用客の訪日の減少

経済が比較的好調な欧州・北米からは、観光客が約一七%増、商用客が約一%減となっており、我が国の景気の低迷が特に商用客の訪日客数にも影響を与えていると推測できる。

3 観光をめぐる社会環境の変化と今後の課題

(1)観光をめぐる社会環境等の変化
①我が国の人口構造の変化の動向
一九九五年における日本の総人口は、一億二、五五七万人であった。今後、二〇〇七年の一億二、七七八万人をピークに、以降は減少傾向に転じ、二〇二〇年には、一億二、四一三万人と一九九一年の水準に戻る

と予想されている。
また、近年の出生率の低下により少子化は着実に進行し、二十一世紀には本格的な高齢社会が到来することが確実視されている。

②社会環境の変化
近年の高齢社会において、六〇歳以上の年齢層の人々は、熟年世代としてライフスタイルが多様化し、生活者、消費者、労働者の立場から、観光関連活動への関わりがますます増加するものと予想され、地域における観光地づくり、祭り、伝統芸能、観光地などでのボランティアガイド等の場への参画も期待される。

また、完全週休二日制のより一層の進展、一部祝日の月曜日指定化、学校の週五日制の十四年度における実施等により、旅行発生の主要な要因である自由時間は、着実に増大し

ていくものと想定される。

さらに、情報通信メディアの進展による高度情報通信社会が到来し、インターネット等を活用した観光関連の情報ネットワークの拡大による様々な交流機会の増大、情報システムの拡充も期待される。

(2) 我が国の観光再生に向けた今後の課題

① 国民の旅行環境の改善

自由時間の拡充を図るための有給休暇の取得の促進、個人の好みに応じた旅行プラン作りを可能とする旅行環境づくり、グループ旅行、家族旅行などの旅行需要の質的变化への対応、高齢者のニーズに即した旅行情報の提供等が求められている。

② 国内観光地の再生

国内観光の活性化に向けた最大の課題は、その受け皿となる国内観光地の再生であり、国内旅行と海外旅行の同一市場化の中で、国内観光地の魅力の増進が不可欠である。

国内観光再生のための地方自治体・地域における取組の例として、「文化観光立県宣言」、「県文化観光基本計画（仮称）」の策定等地方自治体での長期ビジョンを持った取組、官民一体となった地域ぐるみでの街並み整備、地域の広域的連携による観光振興等の取組事例もある。

今後、観光の重要性に対する理解の増進、観光地の個性化、明確なビジョンに沿った「まちづくり」、多様な観光メニューの提供、観光客の受入に際してのホスピタリティの向上、都市や農山村における観光魅力の増進、人材の育成・確保のための仕組みづくり等国内観光の再生に向け

たより積極的な対応が求められる。

③ 訪日外国人旅行者の誘致

訪日外国人旅行者を誘致するため、官民共同での観光客の誘致、観光地における英語以外の外国語での案内表示の整備、外国語パンフレットの充実等地域において様々な取組が積極的に行われている。

今後とも、「ウエルカムプラン21」、「外客誘致法」等に基づく訪日外国人旅行者の地域への受入体制の整備、国際観光振興会等による海外宣伝の強化、海外からの長期旅行者が滞在できる魅力のある観光拠点の整備、生活空間倍増戦略プランに基づいた「遊空間の拡大」による地域振興、国際交流等の促進への対応が求められる。

4 観光関連産業

観光事業者等観光関連産業は、近年の景気低迷下において国内観光の再生に向けて、懸命な取組を行っているところであるが、観光をめぐる社会環境等の変化の中で、引き続き、様々な課題への対応が求められている。

ア 宿泊業

旅館・ホテル等の宿泊業においては、消費者の志向の変化に対応した料金体系の見直し、従来型の接客方式からの脱却、地域と一体となった誘客に向けた取組、共同宿泊プランや連泊割引の設定等が図られつつある。

今後、連泊の促進、長期滞在型旅行の促進への取組の強化が求められる。

また、質的な面では、宿泊自体の楽しみの増大、個人客に対応したサービス・施設体系の対応促進、労

情 報

働力の確保等が、主な質的な課題として挙げられる。

旅行市場の変化に対応した、団体旅行からバック・個人旅行への旅行商品の転換、高齢者や障害者に向けた旅行情報の収集・提供、旅行情報システムの拡充、更なる経営の効率化が求められるとともに、旅行業に対する消費者の信頼の確保に努める必要がある。

ウ 観光レクリエーション施設等
近年、各種観光施設や郷土資料館・博物館等の観光レクリエーション施設においては、単に見るだけではなく、観光客が参加・体験する等の

新任都道府県町村会長の略歴

広島県町村会は、六月十六日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

広島県町村会長
高田郡高宮町長

児玉 更太郎
昭和九年三月二十一日生



【住所】高田郡高宮町大字来女木六一四番地

【町村長に当選するまでの経歴】
昭和三十九年来原農業共同組合専務理事 四十一年高宮町農業委員会

要素が求められているところであり、地域の文化、歴史等を興味深く紹介するハード・ソフト両面の工夫が必要である。

また、テーマパーク等については、近年の景気低迷の中で、入場者の減少に伴う採算の悪化に直面する施設もあり、今後、各施設の個性化及びより一層のコストの削減等が求められている。

工 飲食・地域の特産品
地域の食材や特産品は、旅行先の地域の特色を伝える主要な要素の一つとして、また、旅行の同行者や旅行先の人々とのコミュニケーションを深め、観光の魅力を高める重要な

長 四十四年高宮町議会議員 五十二年高宮町議会議長 五十五年高宮町長

【町村長としての当選回数】五回

【町村会関係の経歴】平成四年高田郡町村会会長 九年広島県町村会副会長

【主な業績】小学校統合、中学校統合、体育館落成 原田地区・船佐地区児童園整備事業竣工 広島ニュージラード村、レインボーファーム落成 町立特別養護老人ホーム高美園完成 田園パラッツォ、陽だまり、パストラル完成オープン 町立在宅福祉施設完成 温泉保養施設たかみや湯の森完成 全国農村アムニティーコンクールで特別優秀賞受賞 過疎地域優良町村表彰(国土庁長官賞)(町内八地区の地域振興会が行う自治活動が評価された。)

川根振興会が農林水産大臣賞受賞

分野となっており、観光地の賑わいを創出し、季節波動の少ない通年型の観光地づくりのキーポイントになっている。

しかしながら、海外旅行と比較すると、国内観光における土産品の多様性の乏しさ、内容の充実の遅れ、観光地における商店街の魅力の低下による買物等のための行動の減少等により、買物等に関する支出の志向は低調であり、今後、地域独自の特色あるメニューの開発・提供、選択肢に富んだ安全な飲食の提供、宿泊施設から「まち」に出て賑わいを感じられる受入体制の整備、地域の特色ある農水産物・加工食品・民芸

【趣味】読書
【家族】妻、長男夫婦、孫一人

栃木県町村会は、六月十七日の定期総会で次のとおり会長を選出した。

栃木県町村会長
下都賀郡岩舟町長

渡辺 芳美
昭和七年八月十六日生



【住所】下都賀郡岩舟町大字静一〇一番地

【町村長に当選するまでの経歴】

品等の開発・提供が必要である。オ 交通
観光行動において交通機関は、より充実した楽しい旅行を構成する主要な要素となっており、より速く、より安く、という機能と効率の両面の向上が求められており、料金の多様化等、利用者利便のより一層の増進が期待される。

また、交通バリアフリー化に向けた施設整備への取組、「ゆとり」、「安らぎ」を感じさせるハード・ソフト両面の連携強化、各種交通機関のネットワーク化、外国人向け割引制度の積極的な展開、景観保持への一層の配慮等が求められる。

肥料販売業 昭和五十五年岩舟町長
【町村長としての当選回数】五回
【町村会関係の経歴】平成元年栃木県町村会監事 三年下都賀郡町村会長 同年栃木県町村会評議員 同年栃木県町村会副会長

【主な業績】町民の誓い(町民憲章)の制定 町花・町木の制定 「町長と語る日」を開設 名誉町民制度発足 第三次・第四次総合振興計画策定 上水道第一・第二拡張事業 公共下水道事業 土地区画整理事業 小学校校舎の建設(四校) コスモスホール(町文化会館)建設 ふるさとセンター建設 こなら館(農村環境改善センター)建設 在宅介護支援センターの開設 消防用緊急情報システム(ホフトーク通信)の導入 役場東庁舎・別館の建設

【趣味】読書
【家族】妻、娘夫婦、孫

平成10年度 潤いと活力のあるまちづくり自治大臣表彰

住民参加のまちづくり



花のまちコンクール審査風景

現地レポート

静岡県

引 佐 町

緑と花とやさしさあふれるまち いなさ

第二東名と三遠南信道のクロスする町

引佐町は静岡県の最西端、浜名湖の北に位置し、面積二二・三二km²、人口約一万五千三百人、林野率七十二%の中山間地であり、みかんや花桃、銀葉アカシヤ、孔雀ヒバなど花き花木の栽培が盛んです。豊かな自然と龍潭寺、竜ヶ岩洞、方広寺などの歴史的・文化的資源に恵まれ年間一〇万人の観光客が訪れています。産業別就業人口の構成比は、第一次産業就業者二〇・七%、第二次産業就業者四一・〇%、第三次産業就業者三八・三%となっています。工業は、母都市浜松市の近郊にあるため、輸送用機械部品の製造が中心であります。

気候は年間を通じ比較的温暖で年間の平均気温は一五・七度であります。交通においては、国道二五七号が町の中央部を縦断し町の最南端を国道三六二号が東西に走っています。二世紀初頭の開通を目指す第二東名自動車道が町の中央部を東西に横断し、それから南北に縦断する三遠南信自動車道、このクロスポイントにはジャンクションとインターチェンジの設置が計画され、地域の発展に大きな期待が寄せられています。

緑と花の町 いなさ

町土の七十二%が林野であること、



花き花木の生産が盛んであることなどから、引佐町のキャッチフレーズは「緑と花の町 いなさ」としています。引佐町総合計画の将来像は「緑と花に囲まれた活力とやさしさあふれるまち いなさ」として目標を掲げています。昭和六二年制定の町民憲章では「緑と花の引佐をつくり出す」と、位置付けられています。

しかし、生産のための花はあっても、来訪者に見てもらえる花は少ない状態が続きました。花の会による環境美化活動が進められていましたが、地域的な偏りがあり小規模なものでした。それを打破したのは、「ふるさと創生事業」で、まちづくり懸賞論文(ヨーロッパ旅行、北海道旅行各五名ずつプレゼント)を募集し、緑と花のまちづくりに対する提案が多く出されてからでありました。それを契機に初めて「緑と花の街道づくり事業」として事業化されました。道路沿いに花壇を設置したり、「緑と花のまちづくり資材の現物支給要綱」を制定して、各種団体を援助することとしました。小規模な花壇は各種団体で、大きな花壇は地域の要

フォーラム

望を受けて町で設置しています。これと合わせて先進地視察として花の会会員や町職員をヨーロッパへ派遣しました。

緑と花の街道づくり事業では、殺風景なコンクリートの法面に「つた」を這わせようと植栽しましたが、「昇るつた」「降りるつた」があることを知らないで植栽したため、数年経ってもつたが法面へ昇らないということに気が付いたエピソードもありました。

ユニークな条例制定

町民からの提案を盛り込んだ計画であったため町民のコンセンサスは十分に得られたものでありましたが、推進体制や苗の供給、維持管理が大きなネックとなっていました。



ボランティアによる花の管理

ガーデンセンターでの育苗



そのような中、平成五年に「空き缶等のない美しいまちづくり条例」を制定し、散乱ゴミの清掃並びに花などの植栽を行い、環境美化の推進を図り、清潔で美しい町づくりを目指すこととしました。これにより、新たに自治会組織に環境美化部長を配置し、地域の環境美化活動推進の中心的役割を果たしてもらうようになりました。

これと呼応するように五百人以上の会員数を誇る花の会も、自らの育苗施設を建設し年間三万鉢の苗を供給するようになり、積極的に花づくりが始まりました。さらに、町では平成六年に約一千万円を投じて育苗施設「いなさガーデンセンター」を建設し、三人の嘱託員を配置し、サルビア、ハナスベリヒユ、パンジー

など年間約十万鉢の苗を育てて、自治会、学校、子供会、女性団体、老人クラブなど各種団体へ無料で供給しています。

いなさガーデンセンターの概要

- ・敷地一、六二〇㎡
- ・スチールハウス 一棟四六八㎡
- ・管理棟（事務室・車庫・倉庫）四九㎡
- ・ストックヤード（土・資材置き場）四九㎡
- ・パイプハウス 三棟 一四三㎡
- ・嘱託員三名

花のまちコンクール

こうした各種団体の活動と併せ、家庭における花づくり意識も高まって来ました。

花の町づくりを一層推進するため、引佐町と各種団体の代表者で構成する環境美化推進協議会では、各種団体や個人を対象に「花のまちコンクール」を実施し、毎年約百余の個人や団体から応募があり、三つ花賞、一つ花賞として、優良者を顕彰しています。

また、幼稚園や小中学校一七カ所を「花のモデル校」に指定し花いっぱい運動を推進しています。花の栽培を通じて自然や花を大切に作る心やさしい子供たちの育成を図っています。

道路沿い、学校、公民館などの公共施設に花を植栽するため年間約二千万円の予算を使っています。

フォーラム

こうしたなか問題点として二つ上げさせていただきます。一つは、道路沿いの花壇にあつては水の管理がたいへんでした。花壇設置とともにかんがい用設備も同時に整備することが必要でした。二つ目は、苗の注文を取り育苗するわけですが、確実に苗の供給ができるか、たいへん心配でありました。専門的技術、経験豊富な人材が必要であります。

町民総参加の美しく咲きあつまさづくり

この事業が、積極的な花の会の皆さんや自治会の環境美化部長さんなど多くの町民のボランティアによって支えられていることを誇りに思います。

現在では・引佐草の根授産所、シ



ボランティアによる花の植栽



花の会総会

ルバー人材センターでも育苗するようになりました。「みどり」と花のまち推進事業」は、人々の心を和ませ、住み良い地域づくりの推進と町のイメージアップに大いに役立つとともに、町民はもとより周辺の市町村からも好評を頂いています。それを励みに、これからも、さらに美しい緑と花の町を目指して行きます。花や自然の素晴らしさを知ると同時に、優しい心とボランティア精神を育み、「町民総参加の美しく咲きあつまさづくり」のため、力を注いで行きたいと思えます。

(引佐町長 長山芳正)

情 報

十五日は月遅れのお盆。十三日の夕景に戸口で麻幹を焚いてわが家の仏様のお迎え火とし、十六日の夕暮にお送り火を焚いて星空のかなたへと見送るまでの四日間は今は亡き身近な人たちと共に暮らす先祖供養の期間です。キリスト、釈迦、マホメットなどの宗教神仏の祝祭とは違って、お盆は彼岸に渡ってしまつた先祖、祖父母、両親、伴侶、子ども、孫など顔見知りの仏様への祈りの日々。墓や仏壇に合掌しながらもつい話しかけてしまつような気分になり、故人をしのぶ思いも深まる仏事といえます。宗教心のあるなしに関係なく、人はみな祈りのこころを持ち、日常は難事に出会つたたびにわが家の仏様に「お守りください」と頼みごとばかりの身勝手をしており、またお盆は立場が逆。仏様になつてしまつた親族に「今も大事な人と思つていますよ。どうぞ心安らかに」と慰め偲ぶ祈りです。個人の命日と違つてお盆はわが家の仏様は揃つて団体で帰つて来られます。お七夜を迎えることも出来ずに亡くなつた娘の葬式で、「実父(亡くなつた子の祖父)が亡くなつていてよかつた。

**お盆は人間らし
く生きるための
癒しの行事**

児 玉 芳 子
生活評論家

この娘は一人で(彼岸へ)行くんじやないわよね、きつと実父が迎えて抱いてくれるわよね」と言つて泣き伏していた若い母。お盆にはおじいちゃんの名もない孫娘を抱いて帰つて来られるに決まっていますよね。親族、家族とはそういうものですから。お盆は人間らしく生きて行くための癒しの行事だと思ひます。

八月の味覚

曆の上では八日が「立秋」ですが、新曆の現在では八月は暑さのただ中、「秋」など気配もなく、残暑にうだる思いの毎日です。食欲もなくなるほどの酷しさを慰めてくださるうという天恵なのでしようが、八月のしゅんの味には飛び切りの美味が揃つています。まず貝の王様アワビがしゅんです。コリコリとした歯ごたえがお好みの向きには黒いアワビを、噛みやすいのをお望みなら黄色っぽいアワビが向きます。別名をチヌ、またはカイズと呼ぶ黒ダイヤセイゴ、フツコ...と成長するにつれて名前の変わるいわゆる出世魚のスズキもしゅん。いずれも薄くそぎ切りにして氷水でさらす。洗い々が美味です。塩焼きにすると身に甘味が出て旨いタチウオ、照り焼きがおいしいハモ、味噌漬や粕漬にしてオツなマナガツオ、煮付けにすると旨い上にめつぽう身はなれがよく子どもでも食べやすい皮ハギ、などなどおいしい魚が目白押し。また、意外に知られていないのが毛ガニのしゅんが八月だ、ということ。同じカニでもタラバガニやズワイガニや花咲ガニは冬場がしゅんですが、毛ガニは

夏が最高、と北海道に行つてはじめて知りました。食べものは何によらず産地でしゅんのをいたたくのが最良のお味、夏の北海道旅行のお楽しみはトウモロコシと毛ガニで決まりです。

花火大会

何万発もの花火が夜空を彩る。大花火大会のリストが新聞や雑誌にのるほど巷で開催される八月。一方、何万人、何十万人もの観光客が押し寄せる盛大な盆踊りの活況がテレビニュースにも取り上げられ、八月の夜は日本国中が湧き上がるような活気を呈します。各地商店街、村々の鎮守の森、小学校の校庭を借りての盆踊りまで加えれば盆踊りに関係のない地域や人はいないといえるほどです。さて、花火見物、盆踊り見物に行くとなると欠かせないのがゆかたです。やはり、Tシャツとジーパンではさまにならず、下駄ばきのゆかた姿で団扇が似合いです。東京では駅前やホームや電車の中にゆかた姿の若い女性が大勢いる夜は、「どこかで花火大会だな」と判るほどの大流行。背の文庫帯に団扇を差し、手には巾着袋が定番で日本の夏の情緒満点ですが、団扇に漫画が描いてあつたりしてほほえましくなる風景です。二、三年前までは多彩な洋風柄が多かつたゆかたも近年は藍色や白地の涼し気な日本古来のゆかた柄がふえ、ゆかたの佳さの勉強がすすんできた様子。日本の粋や風流がゆかたを通して理解されてゆくのなら八月はなかなか重要な月といえるのかも知れません。

随 想

水害に強いまちづくり

随 想



宮 城 県
鹿 嶋 市 鹿 嶋 町 鹿 嶋 野 文 永

八月、目下日本列島は台風シーズンの最中にある。

私は昭和五十年に町長就任以来、「台風来るな!」と願いつつ現在に至っている。

一年が無事に過ぎ新年を迎えると、私は何時も一休禅師の狂歌に思いを馳せる。

「門松は 冥土の旅の 一里塚
めでたくもあり めでたくもなし」

人生に死期が必ず訪れると同様に、自然現象のもたらす災害もまた、何十年か何百年の確率で必ず訪れることを、私たちは残念ながら覚悟しなければならないと思う。

従って、一年を災害ゼロで過ごしたとしても、冥土への一里塚を通過したに過ぎず、実は来るべき

災害に年毎に近づいているのであり、災害ゼロを私たちは手放しで喜べない。

こうして私は正月の度に、災害についての感慨を新たにしながら、町長に就任した当初の十二年は無事に経過した。

やがて昭和六十一年八月五日、

鹿嶋台町は台風十号がらみの一日四百ミリという記録的な豪雨により、大水害を蒙った。これがいわゆる、八・五豪雨災害である。

一級河川吉田川は次々に越水破堤し、濁流は出穂直前の美田を呑み込み、住宅をなぎ倒し、電柱を跳ね上げ、一瞬にして鹿嶋台町の三分の一を泥沼と化してしまっただのである。

地獄のような褐色の田圃、不安と失望に打ちひしがれた町民の

顔、眠気と疲労に耐え黙々と働く万を数える町内外の人々の後姿、これらの光景は生涯私の脳裏から消えることはない。あの苦勞を、断じて後世の人々に二度とさせじと、心に固く誓うところである。

しかし、鹿嶋台町は閉鎖型の低平地ゆえに、過去幾度も水害に悩まされ続けてきたのである。

よって私は、毎年悲惨な水害が繰り返されているこの日本列島の現状を見るにつけ、「治水無くして平和なし!まちづくりは治水から!」と訴え続けている。

八・五豪雨災害以来鹿嶋台町において、河川堤はじめ治水施設の安全度の向上はめざましい。しかし、自然現象のもたらす洪水に際限はなく、治水事業の成果を超える水害の危険は常に存在する。

その後建設省は災害復旧事業や激甚災害対策特別緊急事業を採択し、わずか五年でこの事業を竣工され、感謝感激この上ない。今この事業の膨大な費用に思いをいたし、威容を誇る堤防の延長を望む時、あの五年の日々は、鹿嶋台町にとつて一日がその五十倍にも値する、貴重な日々であったと、つくづく思う。建設省はじめ関係機関、関係各位に三拝九拝するばかりである。

そこで建設省、宮城県、鹿嶋台町は、隣町大郷町、松島町とも一体となつて、現在全国唯一の「水害に強いまちづくりモデル事業」に取り組んでいる。「水害に強いまちづくりモデル事業」とは、万一水害を蒙っても被害を最小限度にとどめるために、ハードとソフト両面にわたる多様な事業を進め、町全体を水害に強い構造にしてゆくものである。

鹿嶋台町は、日本三景松島の奥座敷みちのく温泉のある町で、仙台市の北、JR東北本線で約三十七分の位置にあり、仙台市のベッドタウンとして市街地が開けている。

具体的には、市街地を輪中する二線堤や避難施設を備えた水防災拠点等の建設をはじめ、防災無線や総合防災監視システム(光ファイバー)の設置とメニューは豊富である。

また直轄河川鳴瀬川、吉田川が町の東部と南部を流れ、二本の川の間には肥沃な農地が拓かれ、宮

私の座右の銘は、「自ら滅びずして、滅びた民族はない」である。水害に強いまちづくりに、私の命を懸けたい。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

平成十年国民生活基礎調査発表
— 厚生省 —

厚生省は七月十六日、平成十年国民生活基礎調査を発表した。

同調査は保健、医療、福祉、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生行政の企画・運営に資するようにしようとするもので、調査によると、我が国の世帯総数は四、四四九万六千世帯(平均世帯人員は二・八一人)、うち、核家族世帯は二、六〇九万六千世帯(全世帯の五八・六%)、六五歳以上の高齢者世帯は五六一万四千世帯(同一二・六%)となっている。

一世帯当たりの平均所得金額は六五万七千円、高齢者世帯では三二万一千円、うち、公的年金・恩給が六三・六%を占めており、生活意識別では、「苦しい」が五二・一%で、「普通」の四三・四%を上回っている。

日常生活での悩みやストレスがある者(十二歳以上)は全体の四一・一%を占め、原因では、男性は「仕事」が四八・七%、女性は「自分の健康・病气」が二九・七%と最も多く、児童のいる世帯では、母親の育児・子どもの教育」が、児童では「自分の学業・受験・進学」が最も多くなっている。

また、在宅の「要介護者」(六歳以上)は一・二四万三千人で、その主な原因は二九・三%が脳血管疾患となっている。要介護者のうち、六五歳以上は一〇〇万四千人で、「寝たきり者」の半数以上が三年以上の期間に及び、主な介護者の三八・三%が六五歳以上となっている。

平成十一年度普通交付税大綱

野田自治相は、七月二十三日の閣議に平成十一年度普通交付税大綱を報告した。

これによると、十一年度の普通交付税総額は十九兆六、二四億円(対前年度補正後比一六・四%増)、うち道府県分は一〇兆九、二〇四億円(同一二・一%増)、市町村分は八兆六、九二〇億円(同一一・〇%増)となっている。

算定にあたり基準財政需要額は、道府県分が同一・四%、市町村分が同一・六%の増となっており、増加要因としては公債費の著しい増加、地域活力創出プラン関連事業ソフト分)に要する経費の算入等が、また減少要因にはふるさとづくり事業(ソフト分)、緊急地域経済対策経費の廃止等があげられる。

一方、基準財政収入額では、道府県分は収入の三五%を占める法人関係税の激減から同一五・四%の減に、市町村分は収入の約四〇%を占める固定資産税が若干の増だったことから同一・九%程度の減に止まった。また、不交付団体については、昨年度から三四団体減少し、計八五団体、うち町村は一〇団体減の計四一団体となっている。

なお、恒久的減税に伴う地方税の一部を補填するため創設された地方特例交付金について、総額で六、三九九億円(うち都道府県分一、四二二億円、市町村分四、九七七億円)が交付されることとなった。

「水田を中心とした土地利用型農業の活性化の基本方向」(大綱骨子)まとまる

政府・与党は、このほど標記大綱骨子を取りまとめ、米の生産調整を抜本的に見直すこととした。

これによると、産地ごとの価格・販売動向等を踏まえて需要に応じた米の計画的生産を推進し、米の作付けを行わない水田を有効に活用して、自給率の向上が特に求められている。麦・大豆・飼料作物を本格的に生産することにより、安定した水田農業経営を確立していくこととしている。

このため、地域ごとに、水田における米を含めた作物の作付計画と担い手への土地利用集積計画から成る水田農業振興計画を策定することとし、一定の要件をみたす計画を策定した地域に対し、麦・大豆等の生産のための基盤整備、機械・施設の助成、技術指導等を集中することとしている。

このほか、従来の生産調整目標面積を配分する方式ではなく、産地ごとの生産販売戦略(販売可能数量)と連動した生産数量・作付面積のガイドラインを配分する方式に転換する等としている。

なお、配分については、市町村等までとし、個々の農業者まで配分しない方式の導入の可能性について、今後検討することとしている。

農林水産省では、大綱骨子に基づいて関連予算を八月末の来年度概算要求に盛り込み、十月中を目途に、政策の具体的な内容を決定することとしている。